

令和8年3月18日開会

令和8年3月18日閉会

第806回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 8 0 6 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 8 0 6 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 定 例 総 会 を 令 和 8 年 3 月 1 8 日 湯 川 村 役 場 に 召 集 し た。

1. 出席農業委員（5人）・出席推進委員（6人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
4 番	兼 子 房 男	5 番	山 口 栄 子
6 番	真 壁 澄 男	1 0 番	渡 部 正 美
1 1 番	三 瓶 恵 美	1 2 番	吉 田 守
1 4 番	中 島 和 裕	1 3 番	高 橋 勝 彦
1 5 番	大 場 忠 重		

2. 欠席農業委員（3人）・欠席推進委員（1人）

3 番	山 田 誠 一 郎	7 番	中 島 仁
8 番	高 木 伸 也	9 番	鈴 木 明 美

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 永 島 真 弓

4. 本日の会議の案件

- 議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
- 議案第 9 号 令和 8 年度農作業標準賃金について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

- 議 長 おはようございます。毎日天気が続いて春作業の準備に取り掛かっているんじゃないかと思いますが、身体を少し慣らしながら春作業の方に進んでいただきたいと思っております。2～3 日前の共済新聞の方に米穀機構が主食用米の生産指標を出しておりました。令和 6 年産の玄米 60 kg で 19,721 円、昨年の令和 7 年産で 20,437 円というような数字が出ておりました。今年はこの数字が基準となって値段が決まってくるのではないかと思っております。少しでも高く買っていただけるように皆さんと一緒に努力していきたいと思っておりますので、今年もどうぞよろしく願いいたします。
- 議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、3 番委員・7 番委員・8 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、9 番委員から欠席の報告を受けております。農業委員 8 名中 5 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。
- 議 長 只今より第 8 0 6 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

2番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。
議長 只今2番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録
署名人に2番委員と4番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第8号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第8号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議案書2
ページにより朗読。今回の案件は、新規22件、再設定12件、再転貸2件の
合計36件です。3ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写し
を添付しております。

新規の案件について説明します。4ページをお開きください。

申請番号1番について、土地の所在は、大字■■■■■■■■の田他合計■■筆
で面積は■■■■m²です。出し手となる農地所有者が■■■■集落の■■■■さん、
受け手となる農地借受者が■■■■集落の■■■■さんです。出し手と受け手
の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田10a
あたり■■■■円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和8年5
月1日、終期は令和18年12月31日の10年8か月であります。促進計画は福
島県の公告となり、令和8年4月30日の予定です。今月の案件につきましては
契約の始期が5月1日からとなってしまいますが、定例総会の中で皆さんに
見ていただいて問題ないということであればそのまま公社の方に送ります。公
社の方でも特に問題なければ認可されると思いますので、耕作者の方には準備
には入っていただくようお願いいたします。農地借受者の農業経営の状況につ
いては、下記に記載のあるとおりでございます。専業農家であり、耕作に十分
な農機具を所有しております。前耕作者は借受者の母である■■■■さんでこ
れまでも一緒に農業をしておりましたが、昨年12月に亡くなってしまったた
め、名義を変更して申請いただきました。

5ページ、申請番号2番について、土地の所在は大字■■■■■■■■の田
他合計■■筆で面積は■■■■m²です。出し手となる農地所有者が■■■■の
■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■集落の■■■■さんです。出

し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田 10 a あたり [REDACTED] 円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和 8 年 5 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 8 か月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、今年に入って [REDACTED] さんに経営者変更したばかりですので、実際には父親とともに農業を行っております。刈取りと乾燥は同じ集落の方に依頼しているとのことです。

11 ページ、申請番号 8 番について、土地の所在は大字 [REDACTED] の田他合計 [REDACTED] 筆で面積は [REDACTED] m²です。出し手となる農地所有者が [REDACTED] の [REDACTED] さん、受け手となる農地借受者が [REDACTED] 集落の [REDACTED] さんです。対価は田 10 a あたり [REDACTED] 円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和 8 年 5 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 8 か月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。自作しておりましたが、高齢のため耕作を依頼したということです。

12 ページ、申請番号 9 番について、土地の所在は大字 [REDACTED] の田他合計 [REDACTED] 筆で面積は [REDACTED] m²です。出し手となる農地所有者が [REDACTED] 集落の [REDACTED] さん、受け手となる農地借受者が [REDACTED] 集落の [REDACTED] さんです。対価は田 10 a あたり [REDACTED] 円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8 年 5 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 8 か月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定農業者であり、耕作に十分な農機具を共同所有しております。これまで [REDACTED] と契約しておりましたが、農地集積のため [REDACTED] さんに耕作いただくことといたしました。

13 ページ、申請番号 10 番について、土地の所在は大字 [REDACTED] の田他合計 [REDACTED] 筆で面積は [REDACTED] m²です。出し手となる農地所有者が [REDACTED] 集落の [REDACTED] さん、受け手となる農地借受者が [REDACTED] 集落の [REDACTED] さんです。対価は田 10 a あたり [REDACTED] 円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和 8 年 5 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 8 か月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定農業者であり、耕作に十分な農機具を共同所有しております。こちらの案件も農地の集積のため、耕作者が変更となった案件です。

14 ページ、申請番号 11 番について、土地の所在は大字 [REDACTED] の田他合計 [REDACTED] 筆で面積は [REDACTED] m²です。出し手となる農地所有者が [REDACTED] 集落の [REDACTED] さん、受け手となる農地借受者が [REDACTED] 集落の [REDACTED] さんです。対価は田 10 a あたり [REDACTED] 円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和 8 年 5 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 8 か月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、耕作に十分な農機具を所有しております。元々自作をしておりましたが、

離農することとなり■■■さんに依頼したとのことでした。

16 ページ、申請番号 12 番について、土地の所在は大字■■■の田他合計■■■筆で面積は■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■集落の■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■集落の■■■さんです。対価は田 10 a あたり■■■円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和 8 年 5 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 8 か月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます。耕作に十分な農機具を所有しております。前耕作者に規模縮小の意向があり、3 月末貸借期間満了に伴って更新しないこととしたようです。

17 ページ、申請番号 13 番について、土地の所在は大字■■■の田他合計■■■筆で面積は■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■集落の■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■集落の■■■さんです。対価は田 10 a あたり■■■円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8 年 5 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 8 か月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます。認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。■■■さん自身は■■■歳と高齢ではありますが、後継者である息子とともに農業を営んでおります。22 ページ、申請番号 18 番と関連があり、元々耕作していた■■■さんに規模縮小の意向があり、■■■筆分は更新するのですが国道の西側■■■筆分は■■■さんと協議し、耕作いただくこととなったそうです。■■■さんは■■■にも農地を所有しており、昨年度■■■さんから■■■さんに切り替えた田があるということです。

18 ページ、申請番号 14 番について、土地の所在は大字■■■の田他合計■■■筆で面積は■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■集落の■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■集落の■■■さんです。対価は田 10 a あたり■■■円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8 年 5 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 8 か月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます。認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。前耕作者の体調が優れず、■■■分については解約して耕作者を探しておりました。■■■委員の担当地区でもあるため相談したところ、近くを耕作しておりましたので、そのまま作っていただくこととなりました。他にも相続未登記の土地であるために書類が整っていない案件もあるため、今後提出されると思います。

19 ページ、申請番号 15 番について、土地の所在は大字■■■番の田他合計■■■筆で面積は■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■集落の■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■集落の■■■さんです。対価は田 10 a あたり■■■円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和 8 年 5 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 8 か月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます。

して、認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。

20 ページ、申請番号 16 番について、土地の所在は大字 [] の田 [] 筆で面積は [] m²です。出し手となる農地所有者が [] の [] さん、受け手となる農地借受者が [] 集落の [] さんです。対価は田 10 a あたり [] 円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和 8 年 5 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 8 か月であります。先ほどの申請番号 15 番と関連があり、こちらの土地も含めて [] さんが耕作しておりました。田については耕作を依頼したいということです。なお、畑に関してのご意向も確認しましたが、自分で耕作するということでした。

21 ページ、申請番号 17 番について、土地の所在は大字 [] の田他合計 [] 筆で面積は [] m²です。出し手となる農地所有者が [] 集落の [] さん、受け手となる農地借受者が [] 集落の [] さんです。対価は田 10 a あたり [] 円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和 8 年 5 月 1 日、終期は令和 13 年 12 月 31 日の 5 年 8 か月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。これまで同集落の方に耕作いただいておりますが、親戚関係になっている [] さんに来年度から作っていただくことで調整されたそうです。

23 ページ、申請番号 19 番について、土地の所在は大字 [] の田他合計 [] 筆で面積は [] m²です。出し手となる農地所有者が [] 集落の [] さん、受け手となる農地借受者が [] 集落の [] さんです。対価は田 10 a あたり [] 円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和 8 年 5 月 1 日、終期は令和 13 年 12 月 31 日の 5 年 8 か月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。申請番号 20 番と 21 番は関連がありますので、続けて説明いたします。

24 ページ、申請番号 20 番について、土地の所在は大字 [] の田他合計 [] 筆で面積は [] m²です。出し手となる農地所有者が [] 集落の [] さん、受け手となる農地借受者が [] 集落の [] さんです。対価は田 10 a あたり [] 円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和 8 年 5 月 1 日、終期は令和 13 年 12 月 31 日の 5 年 8 か月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。

25 ページ、申請番号 21 番について、土地の所在は大字 [] の田他合計 [] 筆で面積は [] m²です。出し手となる農地所有者が [] 集落の [] さん、受け手となる農地借受者が [] 集落の [] さんです。対価は田 10 a あたり [] 円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和 8 年 5 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 8 か月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、

認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。1月末に■■■■担当の■■■■委員から事務局宛に「■■■■さんが来年耕作できないようだ」という話があり、そこから■■■■委員・■■■■委員が中心となって、■■■■内で農地の利用調整をしていただいた結果、■■■■さん・■■■■さん・■■■■さんの3名で分担して耕作いただくこととなりました。

また、40ページの申請番号35番と36番の再転貸の案件にも関連がございまして、元々■■■■さんと契約していた土地でありましたが、耕作者のみの変更ということで農地借受者は■■■■集落の■■■■さんに変更となりました。前の契約期間を引き継ぎますので、終期は令和17年12月31日までです。参考までに申請番号35番の農地所有者は■■■■さん、申請番号36番の農地所有者は■■■■さんです。最初の相談から2月20日の申請書の提出締切まで期間がない中で、農地の利用調整に尽力いただいたおかげで3月定例会に間に合わせることができました。

27ページ、申請番号23番について、土地の所在は大字■■■■の田他合計■■■■筆で面積は■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■の■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■です。対価は田10aあたり■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和8年5月1日、終期は令和18年12月31日の10年8か月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。

28～30ページ、申請番号24～26番については関連がありますので、まとめて説明いたします。

28ページ、申請番号24番について、土地の所在は大字■■■■の田他合計■■■■筆で面積は■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■集落の■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■です。対価は田10aあたり■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。

29ページ、申請番号25番について、土地の所在は大字■■■■の田他合計■■■■筆で面積は■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■集落の■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■です。対価は田10aあたり■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。

30ページ、申請番号26番について、土地の所在は大字■■■■の田■■■■筆で面積は■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■集落の■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■です。対価は田10aあたり■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。昨年度から■■■■集落の■■■■さんの規模縮小に伴う耕作者変更ということで、複数議案が挙がってきておりましたが、全て■■■■が受けて下さり、移行完了となります。

31ページ、申請番号27番について、土地の所在は大字■■■■の田他合計■■■■筆で面積は■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■集落の■■■■

■さん、受け手となる農地借受者が■です。対価は田 10 a あたり ■円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8 年 5 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 8 か月であります。これまで自作しておりましたが、2 月の農地相談会に来庁され、来年度から誰かに耕作してほしいということで相談をされました。その場で■と調整し、今回の申請に至っております。

32 ページ、申請番号 28 番についても同じ■さんの農地で相続未登記だったため、申請書は別に記入し法定相続人から同意書もいただいておりますが、先ほどと同様に自作していた農地です。

33 ページ、申請番号 29 番について、土地の所在は大字■の田他合計■筆で面積は■㎡です。出し手となる農地所有者が■の■さん、受け手となる農地借受者が■です。対価は田 10 a あたり ■円で水利費は農地所有者の負担です。村親戚である■さんが耕作しておりましたが、離農に伴い同様に■に耕作を依頼しました。■の田については、■さんの田と現況 1 枚になっております。

41～42 ページには農地中間管理事業の借入に係る共通事項、43～44 ページには農地中間管理事業の転貸に係る共通事項を掲載しております。

いずれも 3 ページにあります貸付相手に関する要件の 2 の (1) ～ (3) の要件も認められるため、今回の計画案については、適当と考えます。説明は以上です。

議長 議案第 8 号、申請番号 10 番については■委員が、申請番号 14 番については■委員が、申請番号 20 番については■委員が受け手となっている事案でありますので、先行して審議・採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。■委員は、退席をお願いします。

議長 これより申請番号 10 番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議長 これより申請番号 10 番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

(意見なし、の声)

議長 これより議案第 8 号、申請番号 10 番の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 ■■■委員の入室を許可します。

議 長 ■■■委員は、退席をお願いします。

議 長 これより申請番号 14 番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより申請番号 14 番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番委員 ■■■さんの土地でしょうか。

事務局 そうです。

議 長 他になれば質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。
(意見なし、の声)

議 長 これより議案第 8 号、申請番号 14 番の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 ■■■委員の入室を許可します。

議 長 ■■■委員は、退席をお願いします。

議 長 これより申請番号 20 番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

2 番委員 昨年の秋までは来年度もやると本人も話しておりました。ところが 12 月頃から身体の状態が悪くなってきて歩くこともあまりできなくなったという状況です。1 月 25 日の村の決算総会后、娘さんから話があり、現在の■■■さんの状況を伺いました。その時、作れないのでできれば村の人に作ってほしいという話があり、ちょうど区会で全員集まっておりましたので、3 名の方に声を掛けてそこから進めていったということで、おかげさまでスムーズに進んでいって 3 人とも集落内の耕作者ですので、念願通り集落内での耕作になりまして申請をいただいたところ です。

議 長 これより申請番号 20 番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。
(意見なし、の声)

議 長 これより議案第 8 号、申請番号 20 番の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 ■■■委員の入室を許可します。

議長 議案第8号、申請番号10番・14番・20番以外の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

5番委員 申請番号2番の■■■■さんの件で、担当集落でしたので訪問して参りました。本人には会えませんでした。お母さんがいらっしゃったので話を聞いてきました。まだ■■■■で仕事真っ盛りの方です。お父さんから指導してもらいながらやったらいいんじゃないのと話をしましたが、お母さんは「うちの主人もできなくなってそれで■■■■さんに指導をお願いした」と言っておりました。夜勤もやっていらっしゃって大変だなと思いつつも若いからまだ頑張れるんだろうなと思いつつ帰ってきました。

4番委員 ■■■■さんは元農協にいらっしゃった方でしょうか。

5番委員 ■■■■さんは■■■■なんです。お兄さんがやっていたのですが、亡くなられたので、それで相続されたようです。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番委員 担当地区なんです。■■■■の■■■■さんと■■■■の■■■■さんについては問題ないのですが、■■■■さんの案件で今までの経緯からいくとトラブルが多くて、そのトラブルが一番多いのが水利関係であるため、トラブルがないように注視していきたいと思つています。

議長 ネギを作っている方ですね。

14番委員 そうです。水利関係のトラブルが多いとなかなかみんなその近辺で作りたがらない状況になってしまうため、注視していきたいと思つています。

議長 大変ですが、一つ見ていただきながらお願いしたいと思つています。

15番委員 申請番号17番、■■■■さんの案件があるんだけど元気であるのかな。

議長 元気であると思つています。

11番委員 やっと歩いている感じで、去年も田んぼ刈らないところも何か所があったことも事実で、まだできるのか疑問はあります。それこそ水利関係も杜撰になっており、そこから下は水が流れないという状況もあります。一抹の不安はあります。

15番委員 最近会っていないから分からなかったんけれども。あと勝常でネギを作っているところだが、なかなか草刈りをまめにしてくれなくてたまに言っただけけれども、引き続き指導していくしかないと思う。

議長 どのように持っていったら良いでしょうか。

15番委員 私の場合は、話をして「ちょっと伸びたよ」なんて声を掛けるようにして持って行ってはいるんだけど、なかなか聞いてくれない部分もある。

議長 最終的な刈入れはもちろんなんです。やはりそこに至るまでに管理についても皆さんの方から苦情をいただいているというのが現実です。私たちも対応に苦慮しておりますが、皆さんに迷惑かけることあると思うのですが、ちょっとあれだなという時には声を掛けていただきたいと思います。

13番委員 どの辺の田んぼでしょうか。

議長 元々■■■■さんが耕作していたところです。

- 事務局 議 長 ■■■■集落の南側の通りなのですが、何枚目かまでは数えられないですね。
- 事務局 議 長 ■■■■集落に行く通りの西側の通りだと思います。■■■■からまっすぐ南の方に向かってくると今まではその列だったんですが、今度はその隣の列になりますね。水路に関しては対応してくれる時もありますが、それ以外の畔の草刈りはなかなか難しい状態です。あとは皆さんにお願いするしかありません。どこかで気になる部分が出てきたときは一言で結構ですので、声を掛けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。
- 5 番委員 一言声を掛けて何も変わらなければ今後も予測されますよね。もう少し良い対策がないのかなと考えますが、出てきません。
- 15 番委員 本人の努力しかないと思う。
- 事務局 議 長 大変申し訳ないですが、こちらの方でも指導していきますので、一つよろしくお願いしたいと思います。
- 事務局 議 長 この案件については、実は少し前から所有者から耕作者を変えられないかという相談がありました。田植え終わった後だったため、それは補償問題にもなってしまうので、稲刈り終わった後に調整した方がよいですよという話をさせていただきました。今になって誰に相談していて新しい耕作者が分かった訳ですが、お二人は親戚関係にあるということでお会いする機会が多く、調整が取れたようです。仮にここを誰も作らないということになるとまたそれもまずいかなと思います。■■■さん自身は昨年まで作っていた■■■の■■■さんの農地は、■■■さんが作るようになったので、その部分の面積が少なくなって、また今回の申請で増えたのですが、昨年と比較すると少しマイナスになります。こちらはほぼ続きの田んぼでもあるので、作業効率的には問題ないので、あとは管理ですよ。皆さんの方でも見ていて、ちょっと管理が厳しいなと感じている部分も多いと思うので、ここは指導していくしかないと思っております。場所も皆さんで把握していただいて、注視して見ていきたいなと思います。ぜひご協力お願いいたします。
- 事務局 議 長 ということですので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- 5 番委員 今の案件に類似しているんですけども、申請番号 15 番の■■■■さんについて、担当は■■■■さんなんですよ。うちの田んぼと繋がっているところかと思ったらそうではないので、違うなと思って確認していたんですが、もう 1 つある田んぼについてはどうなるか、田んぼとしてまた活用しないのか。
- 14 番委員 今回■■■■くんが■■■さんの田んぼをやるようになるので、交渉してみます。無償で何年か作るとかそういうことを含めてアイデアを出しながら、■■■さんに作ってもらうよう依頼してみます。
- 5 番委員 そうなるとありがたいですね。■■■さんはまめに草刈りもされているようです。もう 10 年以上も草刈りも一度もやってもらったこともないので、何とかならないかなと考えておりました。
- 14 番委員 今までずっと何十年もやっていて、初めて人に頼むことになったわけですので、これをきっかけに何とかしてもらえよう話してみたい。

5 番委員 お願いします。

議 長 他にございませんか。なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第 8 号、申請番号 10 番・14 番・20 番以外の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 8 号、申請番号 10 番・14 番・20 番以外の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 9 号、令和 8 年度農作業標準賃金について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 議案第 9 号、令和 8 年度農作業標準賃金についてを議案書 45 ページにより朗読。議案書 46 ページをお開きください。

令和 8 年度湯川村農作業標準賃金等協定表（案）をのせてございます。

この協定書案につきましては、今年 2 月 16 日に農業委員会の農地部会を開催いたしましたして、その中で協議、検討いたしました。2 月の農業委員会全員協議会で委員の皆様にはご説明しております。2 月 27 日に開催いたしました湯川村農業労働賃金調整協議会にお諮りして決定したものを今回提案いたしております。赤字で記載されているところが、今回改定したいと考えている部分でございます。

詳細について説明いたします。

今年度については、人件費や電気料金等の上昇分を考慮し、主要機械を中心に金額の妥当性について検討いたしました。

まず、1 番の一般農作業ですが、福島県の最低賃金である時間額 1, 0 3 3 円に合わせますと、日額 8, 2 6 4 円となりますが、J A 会津よつば湯川水稻部会からの要望もあり、時間額を 1, 0 4 0 円として計算した日額 8, 3 2 0 円としました。あくまで基準ということなので、端数のまるめ処理をして問題ないだろうという意見がありましたので、最低賃金に若干上乘せして設定しました。備考欄には現在の最低賃金が分かるように追記しました。

次に、6 番の田植えについて、年間の農作業の中で一番人手がいる仕事になると思いますが、他市町村と比較して湯川村は 5, 0 0 0 円台と低い水準でございました。今回最低賃金の上昇率が約 8 % だったことから、5, 8 0 0 円に

8%分を上乗せし、端数を切り上げて6,300円と設定いたしました。最後に、14番のもみ乾燥についても他市町村と比較して低い水準でしたが、9～10月の時期の灯油代の上昇分が約5%だったことから、8,700円に5%分を上乗せし、端数を切り上げて9,200円と設定いたしました。また、協議会の中で乾燥は水分量によって時間が大幅に異なるため、備考欄に追記してほしいという要望をいただいたため、「水分含量過多の場合は別途協議」という表記を追加しました。

それ以外の項目については他市町村と比較しても大幅な乖離が見られなかったため、据え置きといたしました。今回の内容は、湯川村農業労働賃金調整協議会にお諮りして決定したものでございまして農業者の代表、農業生産者の代表、委託者であります土地所有者の代表、JA職員、学識経験者、我々農業委員会の代表で構成している協議会で協議決定した内容でありますので、改定内容につきましてご理解いただきますようお願いいたします。議案第9号の説明は以上です。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 特になければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第9号、令和8年度農作業標準賃金について、を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第9号、令和8年度農作業標準賃金についてを採決いたします。

議長 議案第9号、令和8年度農作業標準賃金について、を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第806回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第8号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議案第9号 原案のとおり決定

議長 全議事の終了を告げ、令和8年3月18日午前10時5分閉会を宣言した。
上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和8年4月16日

湯川村農業委員会

会 長

2 番 委 員

4 番 委 員